

令和 5 年度壱岐神楽「文化遺産の舞」公演事業 補助金制度

【補助金の要項】

■対 象 期 間：令和 5 年 4 月 3 日（月）～ 令和 6 年 3 月 31 日（日）

※神楽保存会の都合によりご要望にお応えできないこと、時間変更をお願いすることがございますのでご了承ください。特に 10 月及び 11 月は、壱岐の神社大祭（例祭）が毎日のように行われるため、ツアー催行前に日時の変更をお願いする場合がございます。

※12 月 15 日～1 月 15 日まで受付不可とさせていただきます。

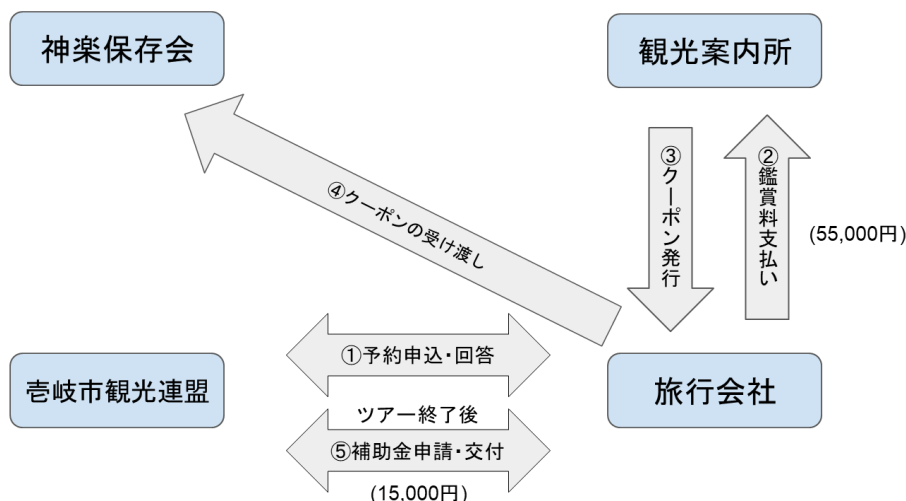
※補助金は申込順ではなく、催行順で交付されます。補助金の上限予算額に達した時点で事業の受付を終了します。

補助金事業の終了後は、1 公演につき旅行会社の支払いは 55,000 円となりますのでご注意ください。

■鑑 賞 時 間：要相談となります。

■鑑 賞 場 所：基本的に住吉神社でご鑑賞いただきます。長崎県壱岐市芦辺町住吉東触 470-1

■鑑賞料・手配：下記をご参照ください。



※従来は鑑賞日当日にスタッフが会場で待機し、スタッフへ鑑賞料をお支払いいただきおりましたが、令和 5 年 4 月以降は、壱岐到着港の観光案内所にお立ち寄りいただき鑑賞料（55,000 円）をお支払いいただきます。観光案内所で受け取られたクーポンは、鑑賞場所の神職さんへお渡しください。ツアー催行後ご請求書および実績報告書をご提出いただき、補助金（15,000 円）を交付いたします。（予算に達し次第終了）

■鑑 賞 定 員：35 名前後（要相談となります。）

■手 仕 舞 い 日：2 週間前（航空機手仕舞を考慮しました。それ以前に催行中止の場合はお早めにご連絡ください。）

■お申込・お問い合わせ先：一般社団法人 壱岐市観光連盟 TEL0920-47-3700